

勝浦市農業委員会会議録

(3月定例会)

平成28年3月24日(木曜日)午後3時30分、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(301会議室)に招集した。

1 出席委員は、16名でその氏名は次のとおりである。

1番 鈴木 克己	2番 中村 東雄	3番 長谷川 武久
4番 岩瀬 和巳	5番 長田 晴夫	6番 水野 金尋
7番 藤江 義博	8番 鎌田 正敏	9番 元吉 博嗣
10番 土屋 元	11番 竹下 和夫	12番 佐近 茂
13番 西川 知子	14番 数金 清美	15番 吉野 勇孝
16番 末吉 修一		

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 中村 泰輔 書記 市東 義之

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
(農地の転用の制限)

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 勝浦市農業委員会会議規則の一部改正について

議案第4号 勝浦市農業委員会事務局処務規程の一部改正について

議案第5号 勝浦市農業委員会委員章及び農地利用最適化推進委員章に関する規程の制定について

議案第6号 勝浦市農業委員会会長専決規程の制定について

第3 報告

報告第1号 転用事実確認証明書の発行について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第4 その他

○会長（末吉修一委員） 本日はご苦労様です。
本委員会最後の定例会でございます。
よろしくお願ひいたします。
本日の出席委員16名中16名でございます。
定足数に達しておりますので会議はここに成立いたしました。
これより、平成28年勝浦市農業委員会3月定例会を開催いたします。
本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでございますので、これによってご承知を願ひます。

○会長（末吉修一委員） それでは日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規程により、会長において、数金清美委員及び藤江義博委員を指名いたします。
よろしくお願ひいたします。

○会長（末吉修一委員） 日程第2、議案を上程いたします。
農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明を求めます。
中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 説明します。
資料の1ページをご覧ください。
申請番号1番、申請地は、部原の田畑5筆、延べ627平方メートル、貸駐車場への転用を目的とした申請です。
施設の概要は、駐車場普通車14台、627平方メートルです。
現地は、違反転用により既に転用が行われており、昭和50年2月1日には利用開始されております。
申請理由につきまして、近隣住民の要望が多く、申請地を貸駐車場として利用したいとして、違反転用是正のため申請がなされたものです。
次に申請位置ですが、豊浜小学校から●側●●●●●メートルの地点となります。
また、本申請には始末書が添付されておりますので、申し添えます。
以上で議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請についての説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 職員の内容説明が終わりました。
続きまして、地区担当委員の補足説明をお願いいたします。
申請番号1番につきまして、西川知子委員お願いいたします。

○13番（西川知子委員） 説明します。
3月18日、現地調査を行い●さんと面談しました。

申請地は、市の学校を建てることになって残土捨てさせて欲しいということでやったそうです。

昭和50年から貸駐車場として使用されており、違反転用の状態です。

今回、申請者は、違反転用を是正するため申請に至ったとのこと。

許可要件につきましては、立地基準として第2種農地に該当し、隣接農地への営農条件についても隣接農地はありませんので該当せず、他への代替性もありませんので問題はないと思います。

既に、転用されておりますので、転用の実現性は検討する必要はありません。

また、違反転用についても、始末書が添付されており、農地法のことを知らないでやってしまったということで、●さんも深く反省されており、追認が妥当であると考えます。

調査の結果、許可相当として判断します。

ご審議をお願いいたします。

○会長（末吉修一委員） これをもって、職員の説明並びに地区担当委員の補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

はい、鎌田委員。

○8番（鎌田正敏委員） 始末書なんですが、宛名が千葉県知事になっておるんですが、これは農業委員会じゃなくて千葉県知事に出すものなんですか。

始末書。

○会長（末吉修一委員） 事務局。

○事務局長（中村泰輔） はい。

申請自体がですね、千葉県知事の許可事案になりますので、本来でありますと千葉県知事宛で問題ないです。

親切な方ですと両者の名前で宛としている場合もございます。

原則的には、許可権者は千葉県知事ですし、違反転用についても農地法上は千葉県知事の所管となりますので、県知事宛で差し支えないということになります。

○8番（鎌田正敏委員） はい、わかりました。

○会長（末吉修一委員） よろしいでしょうか。

他には、いかがですか。

質疑ないということによろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 会長（末吉修一委員） ご質疑無いようですので、これを持って質疑を終結いたします。
これより、議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請についてを採決いたします。
申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

- 会長（末吉修一委員） 挙手全員です。
よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。

- 会長（末吉修一委員） 次に、議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局より説明を求めます。
中村事務局長。

- 事務局長（中村泰輔） 説明します。
勝浦市が定める農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条により、農業委員会の決定が条件とされていることから、勝浦市長より平成28年3月10日付けで決定を求められるものです。
このたびの3月定例会に諮るべき件数は、新規設定計画3件、7,653平方メートル、再設定計画11件、32,673平方メートル、合計14件、40,326平方メートルです。
資料の2ページをご覧ください。
申請番号1番、関谷の田2筆、延べ3,798平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。
設定期間は、平成28年4月1日から3ヶ年の新規設定です。
3ページをご覧ください。
申請番号2番、白木の田畑2筆、延べ1,438平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。
設定期間は、平成28年4月1日から3ヶ年の再設定です。
4ページをご覧ください。
申請番号3番、白木の田2,137平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。
設定期間は、平成28年4月1日から3ヶ年の新規設定です。
5ページをご覧ください。

申請番号4番、白木の田1, 234平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成28年4月1日から3ヶ年の再設定です。

6ページをご覧ください。

申請番号5番、杉戸の田3, 282平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成28年4月1日から3ヶ年の再設定です。

7ページをご覧ください。

申請番号6番、杉戸の田3, 282平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成28年4月1日から3ヶ年の再設定です。

8ページをご覧ください。

申請番号7番、杉戸の田1, 591平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成28年4月1日から3ヶ年の再設定です。

9ページをご覧ください。

申請番号8番、白木の田2筆、延べ1, 718平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成28年4月1日から5ヶ年の新規設定です。

10ページをご覧ください。

申請番号9番、白木の田6筆、延べ10, 019平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成28年4月1日から5ヶ年の再設定です。

11ページをご覧ください。

申請番号10番、松野の田2, 047平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成28年4月1日から5ヶ年の再設定です。

12ページをご覧ください。

申請番号11番、松野の田1, 961平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成28年4月1日から5ヶ年の再設定です。

13ページをご覧ください。

申請番号12番、松野の田3, 586平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成28年4月1日から5ヶ年の再設定です。

14ページをご覧ください。

申請番号13番、上植野の田3筆、延べ3, 503平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成28年4月1日から5ヶ年の再設定です。

15ページをご覧ください。

申請番号14番、市野川の田730平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は使用貸借権です。

設定期間は、平成28年4月1日から5ヶ年の再設定です。

以上で議案第2号、農用地利用集積計画の決定についての説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 職員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（末吉修一委員） ご質疑無いということでございます。

これを持って質疑を終結いたします。

これより、議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを採決いたします。

申請番号1番から14番の計画につきまして、本案は原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

○会長（末吉修一委員） 挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○会長（末吉修一委員） 次に、議案第3号、勝浦市農業委員会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） それでは説明します。

それでは、ご説明いたします。

資料の16ページをご覧ください。

本案は、平成27年9月4日に公布された農業協同組合法等の一部を改正する等の法律により、農業委員会等に関する法律の一部が改正され、勝浦市農業委員会に、農地利用最適化推進委員が設置されることに伴い、農業委員会等の法律第34条の規定により農業委員会の会議について定めました勝浦市農業委員会会議規則について、所要の改正をしようとするものです。

改正する箇所については、16の1が改正する規則の本文でございますけれども、新旧対照表で説明させていただきたいと存じますので、16の3ページをご覧ください。

まず第2条の第1項に、ただし書きとしまして、会長及び職務代理が不在の場合又は改選後最初の会議について、農業委員会法では市長が会議を招集する事と規定されておりますので、市長が招集する旨と会議開催前までの決まり事の中に会長とあるものについて、市長と読み替える旨を加えております。

次に第2条に第3項として、推進委員、市の職員、許可申請の関係者が会議に出席を求めることができる規定と第4項として推進委員が会議に出席し意見を述べるすることができる規定を加えております。

次に第5条第3項ですが、従前の規定では、改選後等の会議に仮議長を互選とする規定となっておりましたことから、従前は市長が仮の仮議長となり、仮議長が決まるまでの議事を進行し、互選で選ばれた仮議長が会長が決まるまでの議事を進行するという手順を取っておりましたので、手順を1つ省略し出席委員の年長者が仮議長となり会長が決まるまでの議事を進行するという内容に改めました。

次に第6条第1項ですが、選挙が廃止となりましたので、任期満了後の最初に行われる会議と改めました。

第7条第1項については、字句の訂正で、第2項は改正後の第2条で会議に出席出来る者の規定をいたしましたので、それに伴う内容に改めました。

第10条では、会議中の禁止行為について、従前ですと喫煙のみとなっておりますので、その他通常禁止される行為を追加いたしました。

第11条第3項については、会長が不在の場合があるため、議長と議長の指名する委員2名が署名するという内容に改めました。

その他にですね、先ほどの第11条第2項第3号と第12条の第2項にあります、ひらがなでものとなっている箇所について漢字で者とするよう字句の訂正を行いました。

改正は以上です。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 職員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（末吉修一委員） ご質疑無いということでございます。

これを持って質疑を終結いたします。

これより議案第3号、勝浦市農業委員会会議規則の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○会長（末吉修一委員） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○会長（末吉修一委員） 次に、議案第4号、勝浦市農業委員会事務局処務規程の一部改正についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） それでは説明します。

17ページをご覧ください。

本案は、平成27年9月4日に公布された農業協同組合法等の一部を改正する等の法律により、農業委員会法及び農地法の一部が改正されたことに伴い、勝浦市農業委員会の事務局について規定する、勝浦市農業委員会事務局処務規程について、所要の改正をしようとするものです。

改正する箇所については、次の17の1ページの別紙案のほうがわかりやすいと思いますので、こちらの資料で説明します。

まず第4条ですが、総務課の意向で法令等の名称の後に制定年法令等の番号を表記することとありましたので、その旨を加えました。

次に、第8条で事務局の事務分掌が規定されておりますが、内容を精査いたしまして、全体を一新することと致しましたので、この内容が4月からの事務分掌となります。

最後に第10条で事務局長の専決事項が規定されておりますが、その中の第4号で公簿の謄本の交付と規定されておるところですが、謄本はありませんので、閲覧と証明書の交付に改めました。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 職員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○会長（末吉修一委員） ご質疑無いということでございます。

これを持って質疑を終結いたします。

これより議案第4号、勝浦市農業委員会事務局処務規程の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○会長（末吉修一委員） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○会長（末吉修一委員） 次に、議案第5号、勝浦市農業委員会委員章及び農地利用最適化推進委員章に関する規程の制定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） それでは説明します。

資料の18ページをご覧ください。

本案は、平成27年9月4日に公布された農業協同組合法等の一部を改正する等の法律により、農業委員会等に関する法律の一部が改正され、勝浦市農業委員会に、農地利用最適化推進委員が設置されることに伴い、農業委員の委員章について規定する勝浦市農業委員会委員章程を廃止し、新たに勝浦市農業委員会委員章及び農地利用最適化推進委員章に関する規程について、制定しようとするものです。

資料につきましては、次の18の1ページが新しく制定する規定で、18の2ページが廃止する規定です。

廃止する規定との大きな違いについては、委員章の規定ですが、廃止前は細かく色ですとか大きさですとかを規定しておりますが、新しいほうでは他市町の規定を参考に全国農業会議所が指定する共通委員章と規定しました。

また、委員章の取り扱いを交付から貸与にし、返還を義務づけたほか、転貸等を禁止する規定を盛り込みました。

そのほかの内容は、概ね変わっておりません。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 職員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○会長（末吉修一委員） ご質疑無いということでございます。

これを持って質疑を終結いたします。

これより議案第5号、勝浦市農業委員会委員章及び農地利用最適化推進委員章に関する規程の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○会長（末吉修一委員） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○会長（末吉修一委員） 次に、議案第6号、勝浦市農業委員会会長専決規程の制定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） それでは説明します。

資料の19ページをご覧ください。

本案は、勝浦市農業委員会の権限に属する所掌事務を円滑に執行するため会長が専決する事項について規定する勝浦市農業委員会会長専決規程を制定しようとするものです。

この会長専決規定につきましては、従前より慣例で会長が専決しております事項について明文化したものでありますので、実際の事務の流れについては従前どおりとなります。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 職員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○会長（末吉修一委員） ご質疑無いということでございます。

これを持って質疑を終結いたします。

これより議案第6号、勝浦市農業委員会会長専決規程の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○会長（末吉修一委員） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○会長（末吉修一委員） 次に、日程第3、報告でございます。

報告第1号、転用事実確認証明書の発行について、事務局より報告を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） ご報告いたします。

このたびの3月定例会にご報告すべき当該証明書の発行件数は2件です。

資料の20ページをご覧ください。

番号1番、平成11年12月15日付けで専用住宅用地として許可を受けた花里の畑2筆、延べ549平方メートルについて、平成28年2月18日に現地を確認しましたところ、転用が完了しておりましたので転用事実確認証明書を発行いたしました。

資料の21ページをご覧ください。

番号2番、平成27年2月16日付けで太陽光発電施設として許可を受けた浜行川台宿組入地及び浜行川の田畑4筆、延べ2,155平方メートルについて、平成28年3月4日に現地を確認しましたところ、転用が完了しておりましたので転用事実確認証明書を発行いたしました。

以上で報告第1号を終わります。

○会長（末吉修一委員） 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） ご報告いたします。

このたびの3月定例会にご報告すべき通知件数は1件です。

資料の22ページをご覧ください。

番号1番、農用地利用集積計画により利用権が設定された大森の田2筆、延べ2,102平方メートルにつきまして、当事者より平成28年2月29日に合意解約がなされた旨、通知がありました。

以上で第2号の報告を終わります。

○会長（末吉修一委員） 次に、日程第4、その他でございます。

委員の皆様からご発言がございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（末吉修一委員） 発言が無いということでございますので、日程第4、その他を終わります。

以上で、本定例会に付議されました案件はすべて議了されました。

これをもって、平成28年勝浦市農業委員会3月定例会を閉会といたします。

大変、お疲れ様でございました。

(午後4時05分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成28年3月24日

勝浦市農業委員会会長

署 名 委 員

署 名 委 員
